

三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (延滞金の納付等)</p> <p>第3条 分担金等を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、法第231条の3第1項の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (延滞金の納付等)</p> <p>第3条 分担金等を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、法第231条の3第1項の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>